

別表2 性能評価料金表

1. 設計住宅の評価料金（新築住宅）

1-1 一戸建ての住宅

税込金額（税抜金額） 単位：円

区分	一戸建ての住宅（併用住宅含む）			
	S ≤ 100㎡	100㎡ < S ≤ 200㎡	200㎡ <	
基本料金（必須評価事項のみ）	50,600 (46,000)	55,000 (50,000)	59,400 (54,000)	
加算額	必須評価事項以外の表示事項を申請する場合 性能表示事項一につき 1,100 (1,000)			
	構造の安定に関する評価方法に係る構造計算書を添付した場合 11,000 (10,000)			
	法第6条の2第2項の規定による長期使用構造等確認を併せて申請する場合 5,500 (5,000)			
減額	型式認定	1,100 (1,000)	2,200 (2,000)	3,300 (3,000)
	製造者認証	2,200 (2,000)	3,300 (3,000)	4,400 (4,000)
	建築基準法の確認と同時に申請する場合	2,200 (2,000)	3,300 (3,000)	4,400 (4,000)
	工法・仕様が同等と判断できる申請が年間20件程度過去の実績で見込める場合	4,400 (4,000)	5,500 (5,000)	6,600 (6,000)
	工法・仕様が同等と判断できる申請が年間40件程度過去の実績で見込める場合	9,900 (9,000)	11,000 (10,000)	11,000 (10,000)

S：床面積の合計

- 「型式認定」及び「製造者認証」の減額の適用は、必須分野において評価する評価事項（「1-3 その他」、「1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法」及び「1-7 基礎の構造方法及び形式等」の評価事項を除く）の等級表示がある場合に限る。
- 当機関が審査中であった住宅の計画を大規模に変更して、改めて設計住宅性能評価を申請する場合の評価料金は、上記の表を適用する。
- 減額する項目が複数存在する場合は合計した額を減額とすることができる。ただし最大減額率は基本料金（税抜金額）の40%とする。それ以外については別途協議とする。

1-2 共同住宅等

税込金額（税抜金額） 単位：円

区分	共同住宅等						
	S ≤ 200㎡	200㎡ < S ≤ 500㎡	500㎡ < S ≤ 1,000㎡	1,000㎡ < S ≤ 2,000㎡	2,000㎡ < S ≤ 5,000㎡	5,000㎡ < S ≤ 10,000㎡	
基本料金（必須評価事項のみ）	85,800+m×13,200 (78,000+m×12,000)	105,600+m×13,200 (96,000+m×12,000)	158,400+m×13,200 (144,000+m×12,000)	264,000+m×12,100 (240,000+m×11,000)	462,000+m×12,100 (420,000+m×11,000)	620,400+m×12,100 (564,000+m×11,000)	
加算額	必須評価事項以外の表示事項を申請する場合 550 (550) /戸						
	「音環境」を含む2以上の選択分野がある場合 8,800 (8,000)						
	構造の安定に関する評価方法に係る構造計算書を添付した場合 22,000 (20,000)    22,000 (20,000)    33,000 (30,000)    33,000 (30,000)    33,000 (30,000)    44,000 (40,000)						
	(建築基準法の確認と同時に設計住宅性能評価の申請をする場合で確認申請に構造計算書の添付を要する場合を除く。)						
	法第6条の2第2項の規定による長期使用構造等確認を併せて申請する場合	型式認定製造者認定	5,500+m×1,100 (5,000+m×1,000)				
		上記以外	5,500+m×2,200 (5,000+m×2,000)				
減額	型式認定	3,300+m×1,100 (3,000+m×1,000)	6,600+m×1,100 (6,000+m×1,000)	9,900+m×1,100 (9,000+m×1,000)	13,200+m×1,100 (12,000+m×1,000)	27,500+m×1,100 (25,000+m×1,000)	37,400+m×1,100 (34,000+m×1,000)
	製造者認証	3,300+m×3,300 (3,000+m×3,000)	6,600+m×3,300 (6,000+m×3,000)	9,900+m×3,300 (9,000+m×3,000)	13,200+m×3,300 (12,000+m×3,000)	27,500+m×3,300 (25,000+m×3,000)	37,400+m×3,300 (34,000+m×3,000)
	建築基準法の確認と同時に申請する場合	5,500 (5,000)	6,600 (6,000)	7,700 (7,000)	8,800 (8,000)	11,000 (10,000)	16,500 (15,000)
	住戸又は住棟の仕様が同一仕様が同一評価の場合	住戸	m×3,300 (m×3,000)				
		住棟	m'×3,300 (m'×3,000)				

S：床面積の合計    m：住戸の数    m'：住棟の数

- 「型式認定」及び「製造者認証」の減額の適用は、必須分野において評価する評価事項（「1-3 その他」、「1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法」及び「1-7 基礎の構造方法及び形式等」の評価事項を除く）の等級表示がある場合に限る。
- 当機関が審査中であった住宅の計画を大規模に変更して、改めて設計住宅性能評価を申請する場合の評価料金は、上記の表を適用する。
- 減額する項目が複数存在する場合は合計した額を減額とすることができる。ただし最大減額率は基本料金（税抜金額）の40%とする。それ以外については別途協議とする。
- 一次エネルギー消費量の評価方法において、長期使用構造等確認を併せて申請する場合、認定対象外住戸も含め全住戸のエネルギー削減量の合計（住宅部分に係る共用部分のエネルギー削減量を含むことも可能）で評価した場合は、さらに100,000円（税込110,000円）を加算する。

1-3 変更設計住宅性能評価の評価料金

税込金額（税抜金額） 単位：円

当機関が直前の設計住宅性能評価を行っている場合	1-1 又は 1-2 で算出した料金（減額適用なし）の2分の1
当機関以外の者が直前の設計住宅性能評価を行っている場合	1-1 又は 1-2 で算出した料金（減額適用なし）

- 料金額は、100円未満切り捨てとする。
- 変更設計住宅性能評価申請において、床面積の増が伴う場合の床面積の合計は、当該増となる部分を含めた面積とする。

1-4 軽微変更該当証明書等料金

申請者が長期使用構造等における軽微な変更該当することの証明を求める場合には、一戸建ての住宅（併用住宅を含む）の場合は1件当たり5,500円（税抜5,000円）を、共同住宅等の場合は1件当たり6,600円+m×1,100円（税抜6000円+m×1,000円）を徴収する。

## 2. 建設住宅性能評価の評価料金(新築住宅)

### 2-1 一戸建ての住宅

税込金額（税抜金額） 単位：円

区分		一戸建ての住宅（併用住宅含む）				
		S ≤ 100㎡	100㎡ < S ≤ 200㎡	200㎡ <		
基本料金（必須評価事項のみ）		93,500 (85,000)	129,800 (118,000)	155,100 (141,000)		
加算額	必須評価事項以外の表示事項を申請する場合	性能表示事項一につき 1,100 (1,000)				
	当機関以外の者が設計住宅性能評価を行っている場合	1-1で算出した料金（減額適用なし）の2分の1				
	室内空気中の化学物質の濃度等の測定を希望する場合	ホルムアルデヒドのみ	別途見積り			
		上記及びVOC	別途見積り			
減額	製造者認証	検査回数	3回	7,700 (7,000)	11,000 (10,000)	13,200 (12,000)
			2回	11,000 (10,000)	15,400 (14,000)	18,700 (17,000)
		建築基準法の確認と同時に申請する場合	3,300 (3,000)	4,400 (4,000)	5,500 (5,000)	
		工法・仕様が同等と判断できる申請が年間20件程度過去の実績で見込める場合	9,900 (9,000)	13,200 (12,000)	14,300 (13,000)	
		工法・仕様が同等と判断できる申請が年間40件程度過去の実績で見込める場合	14,300 (13,000)	17,600 (16,000)	19,800 (18,000)	

S：床面積の合計

- 料金額は、100円未満切り捨てとする。
- 当機関が審査中であった住宅の計画を大規模に変更して、改めて建設住宅性能評価を申請する場合の評価料金は、上記の表を適用する。
- 室内空気中の化学物質の濃度等の測定について
  - 表の料金は、申請1件あたりの料金とする。
  - 評価方法基準6-4（3）イ③に規定されている窓及び扉の開閉等の測定環境の設定及び維持を申請者が行うものとする。
  - VOCとは、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンをいう。
- 減額する項目が複数存在する場合は合計した額を減額とすることができる。ただし最大減額率は基本料金（税抜金額）の40%とする。それ以外については別途協議とする。

## 2-2 共同住宅等

建設住宅性能評価に係る住戸ごとに定まる性能に関する検査は、原則として、申請1件につき、評価対象戸数の10分の1（1未満の数字は切り上げる。）の住戸を検査対象（検査対象戸数）として抽出し、検査を行うものとする。

税込金額（税抜金額） 単位：円

区分	共同住宅等					
	S≤200㎡	200㎡< S≤500㎡	500㎡< S≤1,000㎡	1,000㎡< S≤2,000㎡	2,000㎡< S≤5,000㎡	5,000㎡< S≤10,000㎡
基本料金（必須評価事項のみ）	n×28,600+m×15,400 (n×26,000+m×14,000)	n×37,400+m×15,400 (n×34,000+m×14,000)	n×48,400+m×15,400 (n×44,000+m×14,000)	n×116,600+m×15,400 (n×106,000+m×14,000)	n×171,600+m×13,200 (n×156,000+m×12,000)	n×225,500+m×13,200 (n×205,000+m×12,000)
加算額	必須評価事項以外の表示事項を申請する場合					
	550 (550) /戸					
	『音環境』を含む2以上の選択分野がある場合					
	m×8,800 (m×8,000)					
	当機関以外の者が設計住宅性能評価を行っている場合					
1-2で算出した料金（減額適用なし）の2分の1						
減額	製造者認証					
	n×4,400+m×6,600 (n×4,000+m×6,000)	n×8,800+m×6,600 (n×8,000+m×6,000)	n×12,100+m×6,600 (n×11,000+m×6,000)	n×49,500+m×6,600 (n×45,000+m×6,000)	n×71,500+m×6,600 (n×65,000+m×6,000)	n×71,500+m×6,600 (n×65,000+m×6,000)
	9,900 (9,000)	13,200 (12,000)	16,500 (15,000)	20,900 (19,000)	24,200 (22,000)	26,400 (24,000)
	建築基準法の確認と同時に申請する場合					
減額	住戸又は住棟の仕様で同一評価の場合					
	住戸					
	m×3,300 (m×3,000)					
住戸又は住棟の仕様で同一評価の場合						
住棟						
m'×3,300 (m'×3,000)						

S：床面積の合計 m：住戸の数 m'：住棟の数 n：現場検査を行う回数

- 料金額は、100円未満切り捨てとする。
- 当機関が審査中であった住宅の計画を大規模に変更して、改めて建設住宅性能評価を申請する場合の評価料金は、上記の表を適用する。
- 室内空気中の化学物質の濃度等の測定について
  - 表の料金は、申請1件あたりの料金とする。
  - 評価方法基準6-4（3）イ③に規定されている窓及び扉の開閉等の測定環境の設定及び維持を申請者が行うものとする。
  - VOCとは、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンをいう。
- 減額する項目が複数存在する場合は合計した額を減額とすることができる。ただし最大減額率は基本料金（税抜金額）の40%とする。それ以外については別途協議とする。

## 2-3 変更建設住宅性能評価の評価料金

税込金額（税抜金額） 単位：円

当機関が直前の建設住宅性能評価を行っている場合	2-1又は2-2で算出した料金（減額適用なし）の2分の1
当機関以外の者が直前の建設住宅性能評価を行っている場合	2-1又は2-2で算出した料金（減額適用なし）

- 料金額は、100円未満切り捨てとする。
- 変更建設住宅性能評価申請において、床面積の増が伴う場合の床面積の合計は、当該増となる部分を含めた面積とする。

## 2-4 建設住宅性能評価の再検査評価料金

建設住宅性能評価における再検査（当機関が、検査において不適合と判定した事項の是正状況を確認する二次判定のために行う現場検査をいう。）の評価料金は、下表による。

税込金額（税抜金額） 単位：円

一戸建ての住宅（併用住宅含む）	18,700（17,000）
共同住宅等	18,700+m×8,800（17,000+m×8,000）

m：住戸の数

## 2-5 建設住宅性能評価の評価料金の返還率

建設住宅性能評価において、契約解除（申請の取り下げ）により評価料金の一部を返還する場合の返還率は、下表による。

### 【一戸建ての住宅（併用住宅含む）】

契約解除の時期	当該評価料金に乗ずる率
建設住宅性能評価の申請を受理した日から 第1回目の現場検査実施前まで	0.85
第1回目の現場検査実施後から 第2回目の現場検査実施前まで	0.60
第2回目の現場検査実施後から 第3回目の現場検査実施前まで	0.35
第3回目の現場検査実施後	0.00

1. 料金額は、100円未満切り捨てとする。

### 【共同住宅等】

契約解除の時期	当該評価料金に乗ずる率
建設住宅性能評価の申請を受理した日から 第1回目の現場検査実施前まで	0.8
第1回目の現場検査を実施した日から竣工時 （最終回）の現場検査の前日まで	$0.8 \times (\text{全検査回数} - \text{実施済み検査回数}) / \text{全検査回数}$

1. 料金額は、100円未満切り捨てとする。

### 3. 建設住宅性能評価の評価料金(既存住宅)

#### 3-1 一戸建て住宅

##### 【現況検査（必須項目）】

税込金額（税抜金額） 単位：円

延べ面積	設計図書有	設計図書無	再検査
200㎡以下	110,000 (100,000)	146,300 (133,000)	36,300 (33,000)
200㎡超	146,300 (133,000)	183,700 (167,000)	36,300 (33,000)

##### 【特定現況検査（選択項目）】

税込金額（税抜金額） 単位：円

延べ面積	特定現況検査（腐朽等・蟻害）
200㎡以下	55,000 (50,000)
200㎡超	55,000 (50,000)

1. 「補修を要する程度と認められた事象」のうち主なものの写真添付を含みます。
2. 設計図書無の場合は、簡易な平面図を作成する費用を含みます。
3. 特定現況検査は現況検査及び個別性能評価と同時実施とします。

##### 【個別性能評価（選択項目）】

個別性能評価は選択項目ですので1～10の内1項目のみの評価も可能です

税込金額（税抜金額） 単位：円

評価項目	全ての既存住宅		新築時に建設住宅性能評価書が交付された住宅	
	設計図書有	設計図書無		
1. 構造の安定に関すること	1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	72,600(66,000) (※1)	別途見積り	36,300(33,000)
	1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）	—	—	
	1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	—	—	
	1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	—	—	
	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	1-1に含む (※2)	1-1に含む 別途見積り	
	1-7 基礎の構造方法及び形式等	—	—	
	1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）【免震建築物】	72,600(66,000) (※1)	別途見積り	
2. 火災時の安全に関すること	2-1 感知警報装置設置等級（自戸火災時）	9,900(9,000)	9,900(9,000)	5,500(5,000)
	2-4 脱出対策（火災時）	—	—	
	2-5 耐火等級【延焼の恐れのある部分（開口部）】	—	—	
	2-6 耐火等級【延焼の恐れのある部分（開口部以外）】	—	—	
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	4-1 維持管理対策等級（専用配管）	—	—	5,500(5,000)
6. 空気環境に関すること	6-2 換気対策（局所換気対策）	—	—	5,500(5,000)
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	—	別途見積り	
	6-4 石綿含有建材の有無等	—	別途見積り	
	6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	—	別途見積り	
	7. 光・視環境に関すること	7-1 単純開口率	9,900(9,000)	36,300(33,000)
7-2 方位別開口比		(※3)		
9. 高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	9,900(9,000)	9,900(9,000)	5,500(5,000)
10. 防犯に関すること	10-1 開口部の侵入防止対策	9,900(9,000)	9,900(9,000)	5,500(5,000)

※1. 評価可能な構造計算書等が無い場合は、構造の安定に関しては別途見積りになります。

※2. 地盤又は杭の許容支持力等の設定根拠資料が必要となります。

※3. 開口部計算書資料が無い場合は、光・視環境に関しては、36,300円（税抜33,000円）となります。

### 3-2 共同住宅等

#### 【現況検査（必須項目）】

税込金額（税抜金額） 単位：円

延べ面積	設計図書有	設計図書無	再検査
200㎡以下	110,000 (100,000)	178,200 (162,000)	38,500 (35,000)
200㎡超	別途見積り	別途見積り	別途見積り

#### 【特定現況検査（選択項目）】

税込金額（税抜金額） 単位：円

延べ面積	特定現況検査（腐朽等・蟻害）
200㎡以下	別途見積り
200㎡超	別途見積り

- 「補修を要する程度と認められた事象」のうち主なものの写真添付を含みます。
- 設計図書無の場合は、簡易な平面図を作成する費用を含みます。
- 特定現況検査は現況検査及び個別性能評価と同時実施とします。

#### 【個別性能評価（選択項目）】

個別性能評価は選択項目ですので1～10の内1項目のみの評価も可能です。

税込金額（税抜金額） 単位：円

評価項目	全ての既存住宅			新築時に建設住宅性能評価書が交付された住宅	
		設計図書有	設計図書無		
1. 構造の安定に関すること	1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	共用	146,300 (133,000) （※1）	別途見積り	36,300 (33,000)
	1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）	共用	—	—	
	1-4 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	共用	—	—	
	1-5 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	共用	—	—	
	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	共用	1-11を含む （※2）	1-11を含む 別途見積り	
	1-7 基礎の構造方法及び形式等	共用	—	—	
	1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）【免震建築物】	共用	146,300 (133,000) （※1）	別途見積り	
	2. 火災時の安全に関すること	2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	専用	9,900 (9,000)	
2-2 感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）		共用	—	—	
2-3 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）		共用	—	—	
2-4 脱出対策（火災時）		共用	—	—	
2-5 耐火等級【延焼の恐れのある部分（開口部）】		専用	—	—	
2-6 耐火等級【延焼の恐れのある部分（開口部以外）】		共用	—	—	
2-7 耐火等級【界壁及び界床】		共用	—	—	
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	4-1 維持管理対策等級（専用配管）	専用	—	—	7,700 (7,000)
	4-2 維持管理対策等級（共用配管）	共用	—	—	
	4-3 更新対策（共用排水管）	共用	—	—	
	4-4 更新対策（住戸専用部）	専用	—	—	
6. 空気環境に関すること	6-2 換気対策（局所換気対策）	専用	—	—	5,500 (5,000)
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	別途見積り			
	6-4 石綿含有建材の有無等	別途見積り			
	6-5 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等	別途見積り			
7. 光・視環境に関すること	7-1 単純開口率	専用	9,900 (9,000)	36,300 (33,000)	5,500 (5,000)
	7-2 方位別開口比	専用	（※3）	—	
9. 高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	専用	9,900 (9,000)	9,900 (9,000)	5,500 (5,000)
	9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）	共用	9,900 (9,000)	9,900 (9,000)	5,500 (5,000)
10. 防犯に関すること	10-1 開口部の侵入防止対策	専用	9,900 (9,000)	9,900 (9,000)	5,500 (5,000)

※1. 評価可能な構造計算書等が無い場合は、構造の安定に関しては別途見積りになります。

※2. 地盤又は杭の許容支持力等の設定根拠資料が必要となります。

※3. 開口部計算書資料が無い場合は、光・視環境に関しては、36,300円（税抜33,000円）となります。

#### 4. 電子情報処理組織により作成した磁気ディスクを添付した場合の評価料金の減額

新築における一戸建ての住宅（併用住宅）又は共同住宅等の設計住宅性能評価申請に関して、当機関が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、データの提供がある場合、基本料金から1,100円（税抜1,000円）を減額した額とする。

#### 5. 住宅性能評価書の再交付等の評価料金

施行規則第4条第4項の規定による設計住宅性能評価書再交付申請又は同第7条第4項の規定による建設住宅性能評価書再交付申請並びに同第7条第5項の規定による建設住宅性能評価書交付申請に係る評価料金は、各申請1件につき11,000円（税抜10,000円）とする。

別表3 長期使用構造等確認料金

1. 新築

1-1 一戸建ての住宅

税込金額（税抜金額）単位：円

区分	一戸建ての住宅（併用住宅含む）		
	S ≤ 100㎡	100㎡ < S ≤ 200㎡	200㎡ <
一般の住宅	55,000 (50,000)	59,400 (54,000)	64,900 (59,000)
型式認定又は製造者認証に適合する住宅	44,000 (40,000)	48,400 (44,000)	52,800 (48,000)
加算 構造の安定に関する評価方法に係る構造計算書を添付した場合	11,000 (10,000)		
	(建築基準法の確認と同時に設計住宅性能評価の申請をする場合で確認申請に構造計算書の添付を要する場合を除く。)		
減額 工法・仕様が同等と判断できる申請が年間20件程度過去の実績で見込める場合	2,200 (2,000)	2,200 (2,000)	2,200 (2,000)

1. 計画の変更確認を申請する場合には、上表から算定した金額の2分の1とする。(100円未満切捨て)

1-2 共同住宅等

税込金額（税抜金額）単位：円

区分	共同住宅等					
	S ≤ 200㎡	200㎡ < S ≤ 500㎡	500㎡ < S ≤ 1,000㎡	1,000㎡ < S ≤ 2,000㎡	2,000㎡ < S ≤ 5,000㎡	5,000㎡ < S ≤ 10,000㎡
一般の共同住宅等	85,800+m×16,500 (78,000+m×15,000)	105,600+m×16,500 (96,000+m×15,000)	158,400+m×16,500 (144,000+m×15,000)	264,000+m×15,400 (240,000+m×14,000)	462,000+m×15,400 (420,000+m×14,000)	620,400+m×15,400 (564,000+m×14,000)
型式認定又は製造者認証に適合する共同住宅等	69,300+m×12,100 (63,000+m×11,000)	84,700+m×12,100 (77,000+m×11,000)	127,600+m×9,900 (116,000+m×9,000)	220,000+m×9,900 (200,000+m×9,000)	369,600+m×8,800 (336,000+m×8,000)	497,200+m×8,800 (452,000+m×8,000)
加算 構造の安定に関する評価方法に係る構造計算書を添付した場合	22,000 (20,000)	22,000 (20,000)	33,000 (30,000)	33,000 (30,000)	33,000 (30,000)	44,000 (40,000)
	(建築基準法の確認と同時に設計住宅性能評価の申請をする場合で確認申請に構造計算書の添付を要する場合を除く。)					
減額 住戸又は住棟の仕様が同一仕様で同一評価の場合	住戸	m×2,200 (m×2,000)				
	住棟	m'×2,200 (m'×2,000)				

S：床面積の合計 m：住戸の数 m'：住棟の数

1. 計画の変更確認を申請する場合には、上表から算定した金額の2分の1とする。(100円未満切捨て)
2. 一次エネルギー消費量の評価方法において、認定対象外住戸も含め全住戸のエネルギー削減量の合計（住宅部分に係る共用部分のエネルギー削減量を含むことも可能）で評価した場合は、さらに100,000円（税込110,000円）を加算する。

## 2. 増改築・既存

税込金額（税抜金額）単位：円

区分	一戸建ての住宅（併用住宅を含む）	共同住宅等
一般の住宅	95,700 (87,000)	別途見積り
型式認定又は製造者認証に適合する住宅	70,400 (64,000)	別途見積り

1. 計画の変更確認を申請する場合には、上表から算定した金額の2分の1とする。（100円未満切捨て）
2. 既存で、建設住宅性能評価（既存住宅）と併せて申請する場合の一戸建ての住宅は、5,500円（税抜5,000円）とし、共同住宅等は、別途見積りとする。

## 3. 確認書の再交付料金

申請者が確認書を紛失又はその他の理由により再交付を申請する場合には、1件当たり5,500円（税抜5,000円）を徴収する。

## 4. 軽微変更該当証明書等料金

申請者が軽微な変更該当することの証明を求める場合には、一戸建ての住宅（併用住宅を含む）の場合は1件当たり5,500円（税抜5,000円）を、共同住宅等の場合は1件当たり6,600円+m×1,100円（税抜6,000円+m×1,000円）を徴収する。